

第 6 9 号議案

中野区議会議員及び中野区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年 9 月 2 6 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

公職選挙法等の改正に伴い、中野区議会議員の選挙におけるビラ
作成の公費負担について規定を整備する必要がある。

中野区議会議員及び中野区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

中野区議会議員及び中野区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年中野区条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「中野区長の選挙における法第142条第1項第6号」を「法第142条第1項第6号」に、「並びに中野区議会議員及び中野区長の選挙における」を「及び」に改める。

第2条中「第6条第1項及び第8条を除き、」を削る。

第6条第1項中「中野区長の選挙における」を削り、同条第2項中「中野区長」を「中野区議会議員及び中野区長」に改める。

第8条中「中野区長の選挙における」を削り、「定める枚数（」の次に「中野区議会議員及び」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 改正後の第1条、第2条、第6条及び第8条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される中野区議会議員の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された中野区議会議員の選挙については、なお従前の例による。